

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

ドイツにおける移民のためのドイツ語試験

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2007-01-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/855

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ドイツにおける移民のためのドイツ語試験

木戸 芳子

はじめに

ドイツは、その総人口（約 8,200 万人）のうち、外国人が 729 万人（8.8%）を占めている（2005 年 12 月現在）。このほか、ドイツ国籍を取得した移民のほか、国籍はドイツでも旧ソ連や旧東欧などからの帰還者（Aussiedler）等々、言語的にも文化的にも、伝統的なドイツ人とは異なる多様なタイプの人々が存在する。こうした「移民を背景（Migrationshintergrund）にもつ」人々も含めると、その数は、全住民の 2 割に近い、約 1,500 万人にまで達する¹。

このような事情を背景に、ドイツでは、ドイツ語を母語としない生徒や成人に対し、どのようなドイツ語教育を行うかは、すでに 1970 年代からドイツにおける教育の重要な課題となっている。

最近の動向として、2005 年から施行された「移住法」²では、とくに「社会統合」に向けた諸政策が打ち出されている³。このなかで、移民は「統合コース」（Integrationskurs）を受講しなければならないとされている。統合コースは、ドイツ語を学習する「言語コース」と、ドイツの法制度、文化、歴史などを扱う「オリエンテーションコース」から構成されている。言語コースは、基礎言語コース（Basissprachkurs）と上構言語コース（Aufbausprachkurs）という段階を踏んで構築され、それぞれ 300 時間があてがわれる。オリエンテーションコースでは、30 時間の学習が行われる。合計して 630 時間に及ぶこれらのコースの受講を通して、「ドイツに居住

1 連邦移民・難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 略称：BAMF）のホームページの「統計」の項目を参照。なお、以下本稿で使用したインターネット情報は、すべて 2007 年 8 月 31 日現在のものである。
(http://www.bamf.de/clin_006/nn_442070/DE/DasBAMF/Statistik/statistik-node.html?__nnn=true)

2 「2004 年 7 月 30 日の移住のコントロール及び限定並びに連合市民及び外国人の滞在及び統合に関する法律（略称：移住法）」（Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern vom 30. Juli 2004）（Zuwanderungsgesetz）により、これまでの関連法令が一括して改正されている。このなかの「連邦領域における外国人の滞在、就業活動及び統合に関する法律（略称：滞在法）」（Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet）（Aufenthaltsgesetz）の第 3 章「統合の促進」で、「統合コース」（第 43 条）、「統合コースの受講資格」（第 44 条）、「統合コースの受講義務」（第 44a 条）、「統合プログラム」（第 45 条）について規定されている。この法律の原文は、上記 BAMF のホームページを参照。

3 最新の文献として、丸尾眞「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」内閣府経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper Series』, No.189, August 2007 を参照。
(http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189_01.pdf)

する外国人の経済的、文化的および社会的な生活への統合を促進する」ことが目指されている⁴。

また、今年（2007年）7月、ドイツ政府は「国家統合計画」（Nationaler Integrationsplan）を発表した。この計画は、今後のドイツにおける基本的な統合施策について、連邦、州、自治体、市民団体、外国人等の代表が集まって取りまとめたものである⁵。メルケル首相は、これにより、「統合政策の歴史に一里塚（Meilenstein）」がもたらされたと言っている。この計画には、400以上の具体的な措置が掲げられているが、そのなかでもドイツ語の促進が、もっとも重要な施策のひとつとして位置づけられている⁶。なお、現段階では、修了試験の受験は任意となっているが、将来的にはこれを義務化するとされている⁷。

本稿では、まず「統合コース」の全体像を概観し、次に、そこで行われているドイツ語試験について、出題例と解答の評価基準等を中心に紹介する⁸。以上を踏まえて、わが国におけるドイツ語学習の視点から、ドイツの事例がどのような示唆を与えてくれるか若干の考察を試みたい。

I 統合コースの概要

以下、連邦移民・難民庁のホームページを参照しながら、統合コースについて、1. 目的、2. 実施機関等、3. 受講者、4. コースの種類、5. 評価、6. 受講者と教員の声、の順番でその概要を見ていくことにしたい⁹（統合コース全体の見取り図として、図1：「統合コースの全体図」を参照）。

1. 目的

統合コースの目的について「滞在法」¹⁰では、次のように記されている。「統合コースは、統合のための基礎課程を提供することにより、外国人の組み入れられる努力（Eingliederungsbemühung）を促進するものである。統合コースは、外国人をドイツの言語、法

4 「滞在法」第43条第1項を参照。

5 連邦政府のホームページから「移民、難民および統合受託官」（Beauftragte für Migration, Flüchtlinge und Integration）のサイトを参照。（<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/BeauftragteFuerIntegration/NationalerIntegrationsplan/nationaler-integrationsplan.html>）

6 連邦政府のホームページから。„Für mehr Integration: Sprache fördern, Bildung verbessern“, 11.07.2007.を参照。（<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2007/07/2007-07-11-nationaler-integrationsplan.html>）

7 Friederike von Tiesenhouse, Sprachtest wird Pflicht für Migranten, *Financial Times Deutschland*, 17.04.2007,（<http://www.ftd.de/politik/deutschland/:Sprachtest%20Pflicht%20Migranten/187409.html>）

8 先行研究として、西嶋義憲「第5章 EUの言語政策とドイツの言語政策」（野村真理，弁納才一編『地域統合と人的移動：ヨーロッパと東アジアの歴史・現状・展望』御茶の水書房，2006.3を参照）。

9 連邦移民・難民庁の「統合のポータル」（Integrationsportal）を参照。以下の記述は、とくに断らない限りこのポータルから適宜訳出した。（http://www.integration-in-deutschland.de/cfn_011/SubSites/Integration/DE/00_Home/home-node.html?__nnn=true）

10 （注2）を参照。

秩序、文化および歴史へと導く課程を包括する。外国人は、ドイツの生活状況に幅広く親しみ、第三者の助力や仲介なしに、日常生活に関わるあらゆる事柄を独力で行うことができるようになるものとする」(第43条第2項)。

2. 実施機関等

統合コースは、連邦移民・難民庁 (BAMF) が委託した機関によって実施されている。外国人に対する教育に関して、信頼できる実績があり、質の確保が保証されると見なされた場合に、その設置が認可される。現在、こうした機関は、私立の設置者を含めて約1,800ある。

統合コースの教員は、「外国語としてのドイツ語」または「第二言語としてのドイツ語」を大学で履修し、その修了試験に合格している者でなければならない。または連邦移民・難民庁が実施する「資格付与コース」を受講していることが求められる¹¹。

3. 受講者

受講者は、受講資格を有する者と受講を義務づけられている者に区分されている。

受講資格を有するのは、次の者である¹²。

- ・すべての後期帰還者 (Spätaussiedler)¹³ および継続して滞在する新たに移住した外国人
- ・すでに長期間にわたりドイツに居住する外国人およびEU市民 (ただしコースに余裕のある限りで認められる)

受講を義務づけられているのは、次の者である¹⁴。

- ・簡単な仕方でドイツ語による理解ができない受講資格を有する外国人
- ・外国人に関わる官庁により要請され、社会法典第Ⅱ編 (SGB II) にもとづく給付を受けているか、または特別に統合を必要とする者

受講費用は、コース1時間あたり、2ユーロ35セントとなっている。受講者は、通常、いずれの授業も1時間あたり1ユーロ (約160円) を支払う。残りの1ユーロ35セントは連邦移民・難民庁が負担している。したがって、全体で630授業時間を受講すると、630ユーロ (約100,800円) となる。修了試験は、1回分に限り無料となっている。

なお、2005年に統合コースを受講した者は115,158人 (このうち女性が63%) であった。その内訳は、すでに長期間にわたりドイツに居住する移住者55.4%、新たに移住してきた者24.3%、後期帰還者20.3%となっている¹⁵。

11 「統合コース指令」(Integrationskursverordnung) 第15条第1項および第2項を参照。

12 「滞在法」第44条を参照。

13 ドイツ民族に属する者の認定基準が厳しくなった1993年以降旧ドイツ領等からの帰還した者を、それまでの帰還者と区分して、後期帰還者 (Spätaussiedler) と呼んでいる。

14 「滞在法」第44a条を参照。

15 移住法が施行され1年後の実績について書かれた以下のサイトを参照。

(<http://www.isoplan.de/aid/index.htm?http://www.isoplan.de/aid/2006-1/schwerpunkt.htm>)

4. コースの種類

統合コースは、前述のように、言語コース（600時間）とオリエンテーションコース（30時間）から成り立っている。コース受講後、修了試験が行われる。修了試験を経て、全コースが終了する。なお、すでに一定の言語知識をもっている者は、レベル分け試験(Einstufungstest)を受け、対応するコースに割り当てられることができる。

必要に応じて、「読み書きのできない者向け統合コース」(Integrationskurse mit Analphabetisierung)、「女性のための統合コース」、「親のための統合コース」、「青少年の統合コース」などが設けられている。

(1) 言語コース

言語コースは、前述のとおり、基礎言語コース（300時間）と上構言語コース（300時間）に区分される。実施にあたっては、週当たり最大25時間授業が行われるフルタイムコースと、週当たり最小5時間のパートタイムコースがある。

① 基礎言語コース

基礎言語コースでは、図1に記したような日常生活に必要な話題について簡単な会話を行うことができるレベルが目指されている。学習の単位であるモジュールが3つ（基礎モジュール1・基礎モジュール2・基礎モジュール3）設定され、それぞれの100時間ずつの学習が行われる。

② 上構言語コース

上構言語コースは、基礎言語コースの上に構築され、最終的に、「語学レベルB1」（後述）に到達することが目標とされている。このコースでは、「メディア・現代情報技術・社会／国家／国際機関・その他の人間・文化および世界観との関わり」などをテーマにしてドイツ語を学習するカリキュラムが編成されている。

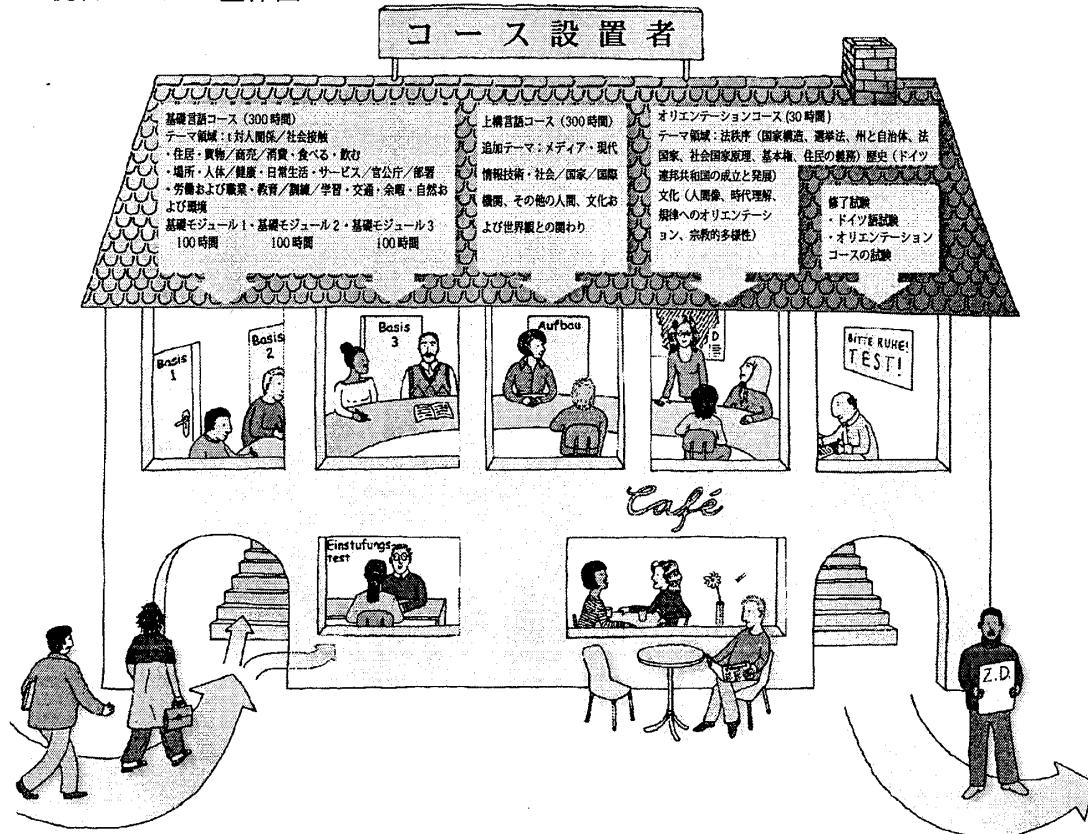
(2) オリエンテーションコース

語学コースに加えて、30時間のオリエンテーションコースが設けられている。このコースでは、法秩序（国家構造、選挙法、州と自治体、法国家、社会国家原理、基本権、住民の義務）、歴史（ドイツ連邦共和国の成立と発展）、文化（人間像、時代理解、規律へのオリエンテーション、宗教的多様性）などが取り扱われる。

(3) 修了試験

言語コースの最後に修了試験が行われる（表1：「修了試験の概要」を参照）。この試験で所定の点数を取得することにより、「ドイツ語語学証明」(Zertifikat Deutsch, Z.D.) が付与される。言語コースで最終的に要求されている語学水準は、「言語に関する共通欧州参照枠組み」

図1：統合コースの全体図



統合コース

移住法の中核

法基盤：滞在法 (AufenthG, 2005年1月1日施行) 第43条, 第44条, 第44a条。
統合コース指令 (IntV)

コースの目的

社会的参加および機会均等の意味での移民の統合を促進すること。

- ・独力の言語運用 (レベルB1) の目標レベルまで、ドイツ語の十分な知識を伝達する。
- ・日常生活のオリエンテーションのための知識を伝達する。
- ・ドイツの法秩序、文化、歴史を伝達する。

受講資格をもつ者、受講を義務づけられている者資格をもつ者：

- ・すべての後期帰還者および継続して滞在する新たに移住した外国人
- ・すでに長期間ドイツに居住する外国人およびEU市民 (コースに余裕のある限り)

受講を義務づけられている者：

- ・容易にはドイツ語で口頭により理解することができない有資格外国人
- ・外国人所管官庁により要請され、社会法典第二編 (SGB II) にもとづく給付を受けているか、または特別に統合を必要とする者

特別の目標グループコース (必要に応じて)：

- ・青少年統合コース
- ・親および女性統合コース
- ・読み書きのできない者向け統合コース

最初の窓口

新たに移住してきた移民が最初に行く窓口は、予定される居住地の外国人所管官庁ないしフリーランドにある後期帰還者のための第一次受け入れセンター

- ・統合コースへの参加資格があるか、参加義務があるかの確認
- ・統合コースの情報とその地域で認可されているコース設置者のリストの配布

レベル分けテスト

すでに言語知識を有する受講有資格者は、レベル分けテストを受け、言語知識に対応するコースに割り当てられる。

言語コースの目的

共通ヨーロッパ参照枠組み (GER) による B1 レベルに到達すること
欧州評議会の「言語の促進に関する勧告」により、GER は言語学習のレベルを6段階に区分している。

- A1/A2：基本的な言語の運用
- B1/B2：独力による言語の運用
- C1/C2：熟達した言語の運用

統合コースの教授・学習計画は、このシステムに適合している。最終的な語学試験は、「ドイツ語学証明試験」である。

連邦官庁の使命

連邦移民・難民庁は、中央官庁として移民の統合および連邦レベルの統合プログラムの運営、企画、構築に取り組んでいる。同庁は、移民の言語的、社会的、社会的統合のための多面的な活動を行っている。大規模な協力パートナーや小規模な機関、また市民運動とも共同して、統合コースやプロジェクトの経済支援も行い、統合プログラムの開発も行っている。また理論と実践の両面から、新たな統合概念をまとめ、移民の統合に関するあらゆる質問に対する情報基盤を提供している。

参加者数

ドイツでは連邦統計局の調査では、年間80万超が流入 (うち65万人が外国人)、60万超が流出 (うち50万人が外国人)。統合コースに参加する人は、このうちの一部である。連邦移民・難民庁の暫定的統計 (2005年) による数値は、以下のとおり。
新たな移住者：98,000人
後期帰還者：40,000人
外国人 (長期にわたりドイツに居住している者)：56,000人

政治的な目標：移民の社会的および職業的統合

【出所】連邦移民・難民庁の「統合のポータル」から (http://www.integration-in-deutschland.de/cln_011/nn_283828/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/Sonstiges/grafische-uebersicht-integrationskurs__IP,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/grafische-uebersicht-integrationskurs_IP.pdf)

表1：修了試験の概要

1. 受験者
<p>修了試験の受験者は基本的に統合コース修了者である。語学試験（「ドイツ語語学証明」）は、語学コースを受講しなくても受験することができる。オリエンテーションコース試験の受験は、同コースの受講者を前提とする。</p>
2. 試験の目的
<p>試験合格をもって、受験者は統合コースの学習目標に達したことを証明することができる。言語能力の学習目標にそって、GERのB1の言語レベルを意味する。さらに受験者は、オリエンテーションコースの学習目標に達したことも証明する。</p>
3. 内容
<p>修了試験には2部門ある。第1部はGERのBレベル、「ドイツ語語学証明」のレベルの語学試験である。第2部はオリエンテーションコースの試験である。これは、コース担当者がその都度のコース内容を基本にして展開させた試験である。この試験は筆記及び口述で実施される。これには、基本知識（ドイツの法秩序、歴史、文化）の3領域からなる試験課題が含まれていなければならない。</p>
4. 試験実施
<p>修了試験は、資格のある担当者により実施される。例外的ケースとして、資格のない担当者が資格のある機関と連携して試験を実施することができる。修了試験終了後、担当者は、受験者に、試験結果の証明書、「ドイツ語語学証明」、オリエンテーションコースの試験の結果の証明書を発行する。</p> <p>筆記、口述の両試験部門で60%に達していれば「ドイツ語語学証明」は合格とされる。「ドイツ語語学証明」で不合格の場合、個々の試験部分でもたらされた成績がデータ化された形式で証明書として発行される。そこには、部分技能である読解力、言語基礎力（文法）、聞き取り能力、話す及び書く表現力の結果について、詳細なデータが含まれる。</p> <p>試験表記：「ドイツ語語学証明」</p> <p>この試験は筆記、口述部門に分かれている。どちらも感受性に富んだ創造的な能力が「場面」という形の中で、試験される。これは様々な言語的行動分野で、異なるテーマ領域においていろいろな対話的課題「作業」を、言語を使用して対話的にこなすことにある。</p> <p>試験部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記部門（個別試験、合計150分） <ul style="list-style-type: none"> - 読解力（全体理解、詳細理解、選別理解） - 言語基礎力 - 聞き取り能力（全体理解、詳細理解、選別理解） - 書く表現力（手紙） ・口述部門（ペアー試験、合計15分） <ul style="list-style-type: none"> - コンタクトをとる - 与えられたテーマについての会話 - 与えられた課題を共同で解決する <p>修了試験の不合格</p> <p>修了試験は、全体が不合格ないし両部門のうち1部門が不合格の場合、自己負担で、全部もしくは一部を再受験することができる。</p>

【出所】 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, S.26f. をもとに筆者作成。

(http://www.bmi.bund.de/Internet/Content/Common/Anlagen/Broschueren/2005/Integrationskurse__de,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Integrationskurse__de.pdf)

(Gemeinsamer Europäischer Referenzrahmen für Sprachen, GER)にもとづいている¹⁶。この GER は、外国語の能力（読む、書く、聞く、話す）を A1、A2、B1、B2、C1、C2 の 6 段階に区分し、A1 が一番低いレベル、C2 が最上級で、ほぼ母語と同じレベルとなっている。統合コースで要求されているのは、このなかの B1 のレベルである。

B1 のレベルでは、「独力の言語使用」(Selbständige Sprachverwendung) が要求される。すなわち、日常生活における言語的問題を柔軟にこなせる能力の証明である。例えば、「きちんと会話をすること、日常の状況の中で、言いたい内容を表現できることである。語彙が充分にあり、時には迷いながらも言い換えの手段を用いて、家族、趣味、関心事、仕事、旅行、アクチュアルな問題といったテーマについて表現できる」レベルとされている¹⁷。

なお次章で、このドイツ語試験について、その詳細を紹介する。

また、オリエンテーションコースについても修了試験が、設けられている。

5. 評価

(1) 評価委員会

統合コースの構築とさらなる発展のために「評価委員会」(Bewertungskommission) が設けられている¹⁸。その委員は、次の者から構成されている。

- ・ 実践経験者 (Experten der Praxis)
- ・ 学識経験者
- ・ 連邦政府の代表
- ・ 連邦移民・難民庁の代表
- ・ 州の代表
- ・ 自治体中央組織 (kommunale Spitzenverbände) の代表
- ・ 連邦政府の統合受託官 (Integrationsbeauftragte) の代表

委員は、3 年ごとに交代し全体会議は、年 2 回から 3 回開催されている。

(2) 統合コースの評価

最近では、連邦内務省が、民間の調査機関であるランベール・マネジメント (Rambøll

16 西嶋、上掲書を参照。

17 「統合のポータル」の „Abschlussprüfung - Das Zertifikat Deutsch als abschließender Sprachtest in Integrationskursen“ に書かれている記述による。〈http://www.integration-in-deutschland.de/cln_011/nn_284230/SubSites/Integration/DE/03_Akteure/Integrationskurse/Paedagogisches/Test/test-inhalt.html〉

18 「統合コース指令」第 21 条で、「教授プラン、教授・学習用教材、および試験の内容を評価し、質のコントロール方法を発展させ、かつ、統合コースの継続的発展を計るために、連邦庁に評価委員会を設ける」と規定されている。この委員会の構成員については、「統合のポータル」の記載から引用した。〈http://www.integration-in-deutschland.de/nn_283072/SubSites/Integration/DE/03_Akteure/Integrationskurse/Kommission/kommission-node.html?__nnn=true〉

Management) 社に委託して「統合計画の評価報告書」をとりまとめている (2006年12月)。このなかでは、たとえば次のような評価がなされている¹⁹。

「統合コースは、ドイツの統合政策の明確な質的改善を表明するものであり、実施の枠組みでは、これまでの移住者のための言語促進における不足や不備を補填し、今日まで存在する様々な手段を一つにまとめることに成功した」。「統合コースは、すべての移住者のために質的に高い価値のある統合促進を組織的に具現化するものである」。しかしながら、「新システムの短期間導入と課題の複雑さが、若干のまだ最善とはいえない手続きの諸経過を招いたことも明らかとなった」。「いかなる構成要素が、システムの中で有効とされ、いかなる領域で改善の可能性が存在するかが、検証されなければならない」。

6. 受講者と教員の声

ここでは「統合のポータル」に掲載されている受講者とコースの教員の声を訳出してみた²⁰。政府のポータルということもあり、肯定的な発言が多いが、それなりの実績が上がっていることも、言葉の端々から浮かび上がってくる。

(1) 受講者の声

①モザンビーク出身 (女性 43歳)

1986年6月に、当時の東ドイツに来て、繊維工場で働いた。1989年の「壁崩壊」後、いったんモザンビークに帰国した。2年後再び渡独、ドイツ人男性と結婚して、ベルリンに住んでいる。ドイツは大好きである。ドイツが、本当の故郷になった。ドイツ人とコンタクトをとることに何の問題もないし、言われていることをほとんどすべて理解することができる。東独時代もドイツ語を少し学んだが、当時のコースは今ほど充実していなかった。現在は、もっとたくさん学べるし、仕事に必要な実践的な事柄を学べるのが、とくによい。

②イタリア出身 (女性 29歳)

最良の統合コースが見つかってよかった。ドイツ語学習だけでなく、一緒に勉強している人があらゆる質問や問題にも手を貸してくれる。ドイツに住んで約9年なる。当初はイタリア人とばかりつきあっていたのでドイツ語が全くできなかった。今はそれを変えたいと思っている。まず「ドイツ語語学証明」を取得して、さらに先を目指したい。最初のうちは難しかったが、今は居心地も良く、成績もクラス一番になった。

19 ここに記した評価の要約は、「統合のポータル」のなかの „Evaluation der Integrationskurse im Jahr“ の記述を引用した。〈http://www.integration-in-deutschland.de/cln_011/nn_284230/SubSites/Integration/DE/01__Ueberblick/Angebote/Integrationskurse/Evaluation/evaluation-node.html?__nnn=true〉なお、この評価報告書 (Bundesministerium des Innern, *Evaluation der Integrationskurse nach dem Zuwanderungsgesetz Abschlussbericht und Gutachten über Verbesserungspotenziale bei der Umsetzung der Integrationskurse Dezember 2006*) の全文は、以下の URL から入手できる。〈http://www.bmi.bund.de/Internet/Content/Common/Anlagen/Themen/Zuwanderung/DatenundFakten/Evaluation__Integrationskurse__de,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Evaluation_Integrationskurse_de.pdf〉

20 「統合のポータル」に発言者の氏名と顔写真が掲載されている。

③アフガニスタン出身（男性 32 歳）

ドイツに来てまだ6ヶ月である。統合コースについては家族から聞いた。ドイツ語の授業を受けて今2か月になるところである。ドイツの前は、ロンドンに暮らしていたので、まだ英語が頭に残っている。それで時々たいへんややこしいことになる。イギリスではコックをしていた。ドイツでもコックとして働けることを願っている。

④トーゴ出身（女性 23 歳）

統合コースに申し込んだ理由は、ドイツ語をうまく話したかったからである。娘が2人いるが、子どもたちにとっても母親がドイツ語をうまく話せることは重要である。子どもたちが学校に通うようになれば、先生たちと話をしたり、宿題の手伝いができるからである。私の担任の先生が、子どもたちの世話してくれる人を紹介してくれたのでとてもありがたい。授業中、娘たちの面倒を誰もみてくれなかったら、コースを受講できなかったであろう。

(2) ドイツ出身の教員（女性 41 歳）

外国人にドイツ語を教える教員を9年間務めている。以前から、こうした仕事は私の夢だった。ここでは言葉ばかりでなく多文化的な社会的視点も伝えられることはたいへんよい。生徒は、私から言葉だけでなく文化も学んでいく。それは同時に、私のほうも異なった文化をたくさん学べる機会になる。この職業を長く続けることにより、自国以外の文化により良く入り込むことができる。統合コースは、その意味で一方通行ではない。双方ともに得るところが大きい。いかにドイツ語の知識のない者でも、比較的短期間のうちにドイツ語で非常によく理解し合えるようになるのを見ることは、魅力的である。残念なのは、時間数が少ないことである。もっと時間があれば、ドイツの日常生活上の要請にさらによく対応できるようになるであろう。

II ドイツ語試験の出題例と判定基準

1 ドイツ語試験の開発

前述のように、ドイツ語試験は、「言語に関する共通欧州参照枠組み」(GER)で言う「B1段階」の言語能力を有しているかを検証するものである。以下に紹介するドイツ語試験のモデルは、このGERを下敷きにして、ゲーテ・インスティトゥート(GI)、TELC社(旧継続教育-テストシステム社,WBT)、オーストリアの語学証明試験(ÖSD)、そしてスイス教育長会議(EDK)との共同開発作業により作成されたものである²¹。

目下ゲーテ・インスティトゥートとTELC社により、新しい独自の語学試験が開発されているところで、2009年からそれが、現行のドイツ語試験を引き継ぐことになるとされている。この新しいドイツ語試験では、B1レベルのほか、A2レベルの語学能力の証明も可能となるよ

21 このテストの開発に関する記述は、(注17)の資料を参照。

う構想されている。

2 ドイツ語試験の実際

ドイツ語試験は、大きく筆記試験と口述試験とから構成される（表2:「ドイツ語試験の構成」を参照）。以下、出題例の順番にその概要を見ていくことにしよう²²。

(1) 筆記試験

最初に行われるのは、筆記試験である。筆記試験は、①読解力の試験（75点）、②言語基礎力の試験（30点）、③聞き取り試験（75点）、④書く表現力の試験（45点）の4つの部分から構成される。①と②を合わせて90分、そのあと休憩が20分入り、③が30分、④が30分である。

① 読解力の試験

この試験では、i) 概要理解力（25点）、ii) 詳細理解力（25点）、iii) 選別理解力（25点）の3つの能力が試される。

i) 「概要理解力」を試す問題

まず、以下のような8つの文言が書かれた見出しが挙げられている。

- a) 電車で旅行するドイツの家族がどんどん増えている (Immer mehr deutsche Familien reisen mit der Bahn.)
- b) 本のアドヴァイス：睡眠障害に救い (Buchtip: Hilfe bei Schlafproblemen)
- c) コンピュータ：ドイツの女性の好む趣味 (Der Computer: Liebstes Hobby von Deutschlands Frauen)
- d) 電車の新情報：自転車に乗る人用特別情報と提供 (Neu bei der Bahn: Spezielle Informationen und Angebote für Radfahrer)
- e) 市場新情報：安価な睡眠薬 (Neu am Markt: Billige Schlaftabletten)
- f) より安い家族旅行 (Familien reisen billiger)
- g) ドイツ国内自転車休暇旅行がいよいよ人気 (Urlaub mit dem Fahrrad in Deutschland immer beliebter !)
- h) 余暇の文化：年齢別関心事は様々 (Kultur im Urlaub: Interessen je nach Alter unterschiedlich)
- i) アンケート：コンピュータ使用の最も多いのは誰？ (Umfrage: Wer verwendet den Computer am häufigsten?)
- j) ドイツ：西側へ旅する観光客の増加 (Deutschland: Immer mehr Touristen reisen in den Westen)

22 「統合のポータル」の „Abschlussprüfung“ のページから、筆記試験と口述試験の出題例およびその解説が掲載されている資料 (Übungssatz zur Prüfung „Zertifikat Deutsch“, Übungssatz zur Prüfung „Zertifikat Deutsch“-Prüfungsteil Hörverstehen) にアクセスすることができる。以下の URL を参照。(<http://www.integration-in-deutschland.de/cln_011/nn_283708/SubSites/Integration/DE/02__Zuwanderer/Integrationskurse/Pruefung/pruefung-node.html?__nnn=true>)

表2：ドイツ語試験の構成

試験部門	目標	課題のタイプ	点数	時間
筆記試験				
1 読解力				
1.1	概要理解力	各テキストに適する表題を選ぶ（5問）	25	90分
1.2	詳細理解力	選択肢問題（5問）	25	
1.3	選別理解力	状況説明文に適する文章を選ぶ（10問）	25	
2 言語基礎力				
2.1	第1部	類似語の選択肢問題（5問）	15	
2.2	第2部	選択肢問題（5問）	15	
休憩（20分）				
3 聞き取り				
3.1	概要理解力	正解／不正解を選ぶ（5問）	25	約30分
3.2	詳細理解力	正解／不正解を選ぶ（5問）	25	
3.3	選別理解力	正解／不正解を選ぶ（5問）	25	
4 書く表現力 （手紙）				
4.1	内容	主要な4点を取り扱う*	15	30分
4.2	対話的な文章構成		15	
4.3	形式的妥当性		15	
口述試験				
第1部	コンタクトをとる	ペアないし単独試験	75	約15分
第2部	テーマに関する対話			
第3部	共同で問題解決にあたる			

* 例題で主要な4点は、パーティー、本の返却、引っ越しの手伝い、詫び。

【出所】 Übungssatz zur Prüfung "Zertifikat Deutsch", S.4. なお（注22）を参照。

そのあと、5つのテキストが掲げられている。そのうちの1つは、次のような文章である(原文は、単語数：45)。

テーマに関する詳細な情報
 「睡眠障害」が、同名の患者案内書(医学博士 フリッツ・ホーハーゲン著)
 睡眠を妨げるものは何か、またどのような対策を講ずることができるかが分かる。
 9ユーロ 95セントでこの本を薬局で購入できる。
 または直接 ヴォルト・アンド・ビルト出版社で入手できる。

このテキストにもっともふさわしい見出しを選択する。正解は、b)となる。ちなみに、残りの4つのテキストは、「典型的なコンピュータファンは誰か?…」、「電車とバイク…」、「今ならオーストリア・ドイツ間電車の旅が家族割引…」、「14歳から29歳ないし40歳から49歳の観光客はその旅先の文化に大きな関心を…」といった内容となっている。

ii) 「詳細理解力」を試す問題

出題例として挙げられているのは、「人間には名前が必要である」(Der Mensch braucht einen Vornamen)という表題の新聞記事(単語数：369語)を読んで、これに関する5つ設問に解答する問題である(Ⓐ、Ⓑ、Ⓒのなかからもっともふさわしいものを選択する解答形式になっている)。

iii) 「選別理解力」を試す問題

この問題では、まず、10の状況を表わす文章が掲げられている(例：「友人たちとレストランで食事がしたい。天気が良いので、屋外の席に座りたい」)。そのあと、下のような広告の実例が掲げられている。「それでは、どの広告が、それに該当するか」というのが問題である。「天気のよい日は庭で営業」(Bei schönem Wetter Gartenbetrieb)と書かれているⒷが正解ということになる。

<p>Ⓐ</p> <p>Thai-China-Vietnam Asiatisches Spezialitäten- Restaurant Bong - Hong 81379 Boschetsrieder Straße 140 Tel./Fax 089/785 56 52 täglich von 11.30 - 14.30 Uhr und 17.30 - 23.00 Uhr Kein Ruhetag Alle Gerichte auch zum Mitnehmen und Heimservice</p>	<p>Ⓑ</p> <p>NEU Ristorante OLINDO Italienisches Restaurant • hausgemachte Nudeln • Fischspezialitäten • Mittagsmenues ab 7.50 Euro Bei schönem Wetter Gartenbetrieb Fallmerayerstr. 16 München-Schwabing</p>	<p>Ⓒ</p> <p>Wir wünschen unseren Kunden und allen, die es noch werden wollen, schöne Ferien und gute Erholung. ... sind Sie für den Urlaub auch gut versichert? Fragen Sie: Helmut Schwabe Kurtzeckstraße 88 - Vera - Büro Tel.: 089-303097, Fax 089-3073800 VERMITTLUNG FÜR DIE UNTERNEHMEN DER VERSICHERUNGSKAMMER BAYERN</p> 
--	--	--

以上が、読解力の試験問題である。

② 言語基礎力の試験

言語基礎力の試験では、i) 類似語の選択肢問題(15点)、ii) 選択肢問題(15点)から構成されている

どちらも出題例は、手紙の文章が提示され、そのなかの空欄にどの語が当てはまるかを解答させるものである。

たとえば、i) では以下のような手紙が提示され、10箇所空欄がある。最初の空欄についていうと 接続詞 a) aber b) denn c) sondern、次の空欄では、冠詞 a) eine b) einen c) einer を選ばせる問題となっている。

Liebe Karin,
nach meinem Praktikum in Frankreich bin ich jetzt wieder zu Hause. Wie du ja weisst, wollte ich eigentlich nach Paris, () das hat dann leider nicht geklappt. Doch dann habe ich eine Stelle als Praktikant bei () Firma in Straßburg gefunden.
..... (略)
Liebe Grüße
dein Fritz
カーリンさんへ
フランスで実習を終えて今家に帰って来ている。知つてのとおり、僕はもともとフランスへ行きたいと思っていた。() 当時残念ながら行けなかった。でも、その後シュトラースブルクの会社で見習いの資格がとれたんだ。
..... (略)
さようなら
君のフリッツより

筆者注：単語数 133

ii) の問題も i) 同様、空欄に入るもっともふさわしい語を選択する問題である。
以上の①と②を終えたところで、20分間の休憩時間が入る。

③ 聞き取り試験

この試験部門では、i) 概要理解力、ii) 詳細理解力、iii) 選別理解力、の3つの能力が試される。

たとえば i) では、5つ短いテキストを聞いて、5つの設問に答える。このテキストは一度しか聞けない。聞きながら、問題に掲げられた文章が正しいか、誤っているかをそれぞれ30秒で判断する(正しい場合は「+」、誤っている場合は「-」を解答用紙に記入する)。

以下、順番にざっとそれぞれの内容を見ていこう。

i) 「概要理解力」を試す問題

5つの文章が読み上げられる。たとえば、そのうちの1つは以下のとおりである。

Na, eigentlich mach alles ich, ich bin ja zu Hause, daher koch ich, ich wasch ab, ich bügle, ich versorge das Kind, naja mein Mann macht vielleicht den Abwasch und den Garten – für den ist er zuständig und einkaufen gehn wir beide. (まあね、本来わたしが全部しているの、家にいるんだもの、だから料理して、洗い物とアイロン掛け、子どもの面倒を見る、まあ夫は洗い物や庭のことをしてくれるだろうからいいかな、—そういったことが彼の担当だし、それから買い物には二人で行くわ。)

これに対し、次のような文章が読み上げられる。

・ Die Sprecherin muss im Haushalt fast alles alleine machen. (話し手の女性はほとんどすべての家事を一人でこなさなければならない。)

したがって、この文章は正しい (+) ということになる。

ii) 「詳細理解力」を試す問題

まず次のような、ジャーナリスト(J)とある女性(S)との会話が流される(原文は省略、訳文のみ)。

J: ノイシュタット体操・スポーツ協会は今年で百周年を迎えます。これを記念して大きな催し物が予定されています。それで本日はスタジオにノイシュタット体操・スポーツ協会代表ザイフェルトさんをお迎えします、ザイフェルトさん、こんにちは。

S: こんにちは。

J: ザイフェルトさん、この協会ではどのような任務を担っていらっしゃるのですか。

S: はい、ですから、あらゆる会議で記録をとっています。つまり討議されたことや決議事項すべてを記録しています。書記ということです。

J: なるほど。協会初期の文書類なども、書記のお役柄、ご自身の元にまだあるのではないのでしょうか。

S: はい、そういうことです。昔の同僚は極めて几帳面でしたね。それで百周年記念誌に協会の第1回主要会議のプログラムを公表できたわけです。とてもうまくいってます。

J: 20世紀に2度の戦争あったというのに、そのような文書がまだあるなんて信じられませんね。つまり、あなたの協会が設立された頃は、スポーツといえばきっと男性だけということだったと思うんですが、そうでしょうか。

S: はい、もちろんです。最初はスポーツといえば男性用でした。当協会ですべて女性が登場するまで、16年間かかりました。それは当時、実に時代の進歩でした、20世紀初めです。

J: はい、良く分かります。今日、女性会員の男性対比率はどのくらいでしょうか。

S: そう、ですから、今日では相当多いですね。会員の50%以上は女性で、すなわち全会員2000名の中の1000名以上というわけです。

J: あなたの協会ではここノイシュタット市に素晴らしい施設、野外運動場と室内体育館がありますよね。それらはすべて、いったいどこが資金を出しているのでしょうか。

S: つまり、我々が必要とする資金の50%は会員から、会費として入ります。残りはこの市やドイツスポーツ連盟から得ています。

J: あなたの協会の事業を見ますと、びっくりです。このところ求められているすべてが、エアロビクスからスポーツとしてのジョギング、そして母子体操となっているのですね。

S: そのとおりです。基本的に当協会では水泳以外ほとんどどのスポーツ種目を扱っています。近くに特別水泳協会附設の大きなプールがあります。ですから、水泳の部門を我々の協会に開設しても意味がないでしょう。

J: こちらの協会で、これほど多くのスポーツ種目全部のトレーナーや先生をどこから調達なさるのですか。

S: まあ、大半は当協会出身です。当協会ではスポーツ大学へ行ったり、競技スポーツが

できるように多くの人材を育てています。こうした人材に当協会で授業してくれるよう依頼することもしばしばです。

J：もっともなことですね、才能ある人たちが実践的に当協会で維持され続けるのですね。ザイフェルトさん、わがスタジオにおいていただきましてありがとうございました。協会 100 周年の成功をお祈りいたしております。

この会話を聞いた後、次のような 10 の文章が読み上げられる。それぞれ、この会話と合致していれば「+」、合致していない場合は「-」を解答用紙に記入する。

- ・スポーツ協会は大きな祭典を計画している。
- ・今日、協会には男性よりも女性が多い。

iii) 「選別理解力」を試す問題

このタイプの問題では、まず次のような文章が読み上げられる。(単語数：50)

Also, wenn Sie aus dem Bahnhof rauskommen, sind Sie in der Schillerstraße. Gehen Sie dann nach rechts und immer geradeaus, bis Sie zu einer Kreuzung kommen. Das ist die Königstraße. Überqueren Sie die Königstraße, bleiben Sie aber in der Schillerstraße. Wir sind dann ein Stückchen weiter, gegenüber vom Kino Gloria. (それで、駅から出ると、シラー通りです。そこから右へ、そしてずっとまっすぐに進んでください。交差点に突き当たるとそこがケーニヒ通りです。ケーニヒ通りを渡ると、またシラー通りとなります。そこから少し先のグローリア映画館の向かい側に私たちはいます。)

そのあと次のような文章が読み上げられる。その文章が、最初に読み上げられた文章に合致しているかどうかを解答する。

Das Büro ist in der Schillerstraße. (オフィスはシラー通りにある。)

iii) では、こうした問題が 5 問出題される。

以上で、聞き取り試験は終了する。聞き取り試験の所要時間は約 30 分である。i) が各 5 点×5 問、ii) が各 2.5 点×10 問、iii) が各 5 点×5 問で、聞き取り試験の合計点は 75 点になる。

④ 書く表現力(手紙)の試験

i) 出題例

続いて行われるのは書く能力を試す問題である。具体的には、手紙を書かせる問題である。

設問には、次のように書かれている。

「あなたは2ヶ月前に友人から本を1冊借りたところ、彼から次のような便りをもらいました。あなたのこの友人に以下の点を含めた返事を書いてください。「パーティー、本の返却、引っ越しの手伝い、詫び」。

手紙を書く前に、以上の点を順序よく、また適切な手紙の書き始めと適切な終わり方を考えてください。日付と呼びかけも忘れないようにしてください。手紙を書く時間は30分あります。

Kiel, 5. Juni . . .

Halli, hallo,

wie läuft's denn so bei dir?

Ich habe am letzten Wochenende mit meinem Umzug begonnen und dabei habe ich bemerkt, dass mir einige meiner Bücher fehlen! Mir ist dann eingefallen, dass ich dir mein Wörterbuch geliehen habe. Erinnerst du dich noch? Bitte melde dich bei mir – im Moment habe ich noch keine neue Telefonnummer, aber ich kann dir schon meine neue Adresse geben: Ernst-Barlach -Str. 3, D-24937 Flensburg

Ich mache am nächsten Samstag eine Wohnungseinweihungsparty und hoffe, dass du auch kommen kannst.

Bis dahin

Michi

6月5日 キールにて

やあ、ハロー

あなたのところでの近況はいかが。

先週末に引っ越しを始めたのだけど、そのときわたしの本が数冊ないのに気づいたの。それであなたに辞書を貸してあるのを思いついてね。覚えているかしら。連絡お願いね。今のところまだ新しい電話番号がないけど、新住所をお知らせできるので：エルンスト・バルラハ通り、D-24937 フレンスブルク。

来週の土曜日に引っ越しパーティーをするけど、あなたも来られるといいな。

ではまたそのときに。

ミチ

以上のような問題で、解答の作成時間は、30分である。

ii) 採点の基準

採点はどのように行われるかをまとめておこう。手紙の作成問題では、2人の試験官がそれぞれ点数をつけ、協議の上、点数を一致させる。その点数はのちに試験センター(WBT)で3倍される。したがって各判定基準の満点はそれぞれ15点となる。

受験者が書いた手紙は、次の3点から評価される。

- ・判定基準Ⅰ：主要な点への考慮(内容)
- ・判定基準Ⅱ：対話的な文章構成
- ・判定基準Ⅲ：形式的妥当性

なお、合計点に2追加点(判定基準Ⅳに相当する)が加えられることが可能である。すなわち、言語の多様性(語彙、文章構造)および分量(内容の構成)について、標準点を上回ると

きには、各1点ずつ追加することができる。

ただし、追加点は、次の場合にはつけることができない。

a) すでに満点がついた時

b) 判定基準3項目中、ひとつで「C」もしくは、それ以下の評価が出されたとき

合計点は、判定基準の3項目+追加点ということになる。

各判定基準ごとに「0点」から「5点」がつけられる。それらは、以下のように対応する。

判定基準Ⅰ：「主要な点への考慮」

A	5点	あらゆる主要点が内容的に適切に扱われている
B	3点	主要な3点が内容的に適切に扱われている
C	1点	主要な2点が内容的に適切に扱われている
D	0点	主要な1点しか、もしくは一つも内容的に適切に扱われていない

判定基準Ⅱ：「対話的な文章構成」

次の諸点から評価され、「0点」から「5点」がつけられる。

1. 主要点の意味のある順番
2. 文章のつながり／表現の統一
3. 内容および宛先に合った表現方法
4. 宛先関連事項（日付、呼びかけ、書き出しの挨拶と結語の形式）

A	5点	完全に適切である
B	3点	大部分が適切である
C	1点	かろうじて受け入れられる
D	0点	総合して十分でない (insgesamt nicht ausreichend)

判定基準Ⅲ：「形式的妥当性」

判定基準Ⅲでは、「シンタックス」、「形態および正書法」が、正しく使用されているかが採点される。点数は、以下のように対応する。

	5点	誤りが皆無、もしくはごく散発的に見られる
	3点	誤りがあっても、理解を損なうことはない
	1点	中心的な箇所で、理解を相当損う誤りがある
	0点	テキストをほとんど理解できないような多くの誤りがある

以上が、書く能力を試す試験（手紙の作成問題）である。この問題の最高点は、45点である（試験全体の満点である300点に占める割合は15%となっている）。

（2）口述試験

① 口述試験の出題例

筆記試験に続いて、口述試験が行われる。口述試験は、受験者1名ごとに、あるいは2名の受験者を一緒に行われる。

口述試験は3部から構成されている。

- ・第1部：コンタクトをとる問題
- ・第2部：テーマに関する対話を行う問題
- ・第3部：共同で問題解決にあたる問題

口述試験に関しては、次のようにコメントされている。

「ドイツ語語学証明」のための口述試験は、ペアないし単独で実施される。単独試験の場合は、試験官の1人が対話の相手となる。試験は会話の形式をとる。尋問調になってはまずい。ペアテストでは、試験官は最初会話の進行役となり、話すことはできる限り少なくする。むしろ受験者が話し相手と活発な会話を進めることが重要である。賛成意見を出したり反対意見を述べたりする。しかし、策を弄して言い負かすようなことを意図してはならない。興味深い話題にとんだ会話が成り立つように、両者が発言すべきである。相手が先に話を進めなくなった場合に、その話相手を助けるようなときにはプラスの評価も与えられる。

試験の会話の所要時間は最長で15分とされている。事前に試験資料を手にして会話の準備をするための時間は20分である。

i) コンタクトをとる問題

第1部については、次のように行われる。

「試験官のひとりがあなたと対話相手を、短い会話に誘います。そして互いに少し近づきになり、あるいはより多く見たり、聞いたりすることになります。目標は、双方で根掘り葉掘り聞き合ったり、急いですべてのテーマを扱ったりするのではなく、与えられたテーマをもとに、強制されることなく互いに話し合うことです。あなたの相手を知っていれば、例えばその人の名前を尋ねることは無意味でしょう。この短い導入の会話の終わりに試験官が、課題用紙に載っていない追加質問をします。例えば「休暇に、何が一番したいですか」というような具合にです。あなたと、その対話相手に配られる用紙は同じです。

対話相手と歓談してください。次のテーマが可能です。試験官がさらにテーマを出してくることもあり得ます」。

- ・氏名
- ・どこの出身ですか
- ・住まいはどこで、どのような（住居、家……）
- ・家族
- ・何をしていますか（学校、大学、職業……）
- ・すでに外国に行ったことがありますか
- ・言語（どの？ 学習時間は？ なぜ？）

ii) テーマに関する対話

テーマに関する対話の問題については、次のように言われている。

この部門では、あなたと対話相手は、「休暇と旅行」というテーマに関する異なる用紙をもっています。まず試験官からあなたと対話相手は、互いにほんの短くそれぞれのテキストやイラストについて情報を話すように求められます。そのあと、あなたがどこで休暇を過ごしたいかについて、対話相手と意見を交換することになります。

あなたに与えられた図版を見て、対話相手に「休暇と旅行」のテーマについてどのような情報があるか短く報告してください。そのあと対話相手が、自分のテーマについて短く報告します。

対話相手に、あなたが休暇をどこで一番過ごしたいか話してください。その理由も話してください。次に、対話相手が、自分の考えを語ります。それに應對してください。

配られる図版の例²³



iii) 共同で問題解決にあたる会話

例として示されているのは、次のような問題である。

3週間以内にあなたの同僚のひとりが50歳を迎えます。あなたは対話相手と同じ会社に勤務しています。

あなたの課題は、対話相手と一緒にプレゼントをさがし、小さな誕生パーティーを計画することです。どんなことをする必要のあるか、誰がどの担当になるかをよく考えてください。

あなたはすでにメモした用紙をもっています。

プレゼントの提案から始めてください。

(メモ用紙の内容)

同僚の誕生祝い

23 この図版には、「ドイツ人はたくさん旅行をする。たいていの旅行は、休暇を使った旅行である。旅行の2番目の目的は、友人や親類を訪問することである」と書かれている。

- ・プレゼント
- ・お金
- ・食事
- ・飲み物
- ・プログラム
- ・日時
- ・場所

② 口述試験の評価

2人の試験官が言語的成果を試験中に各自評価する。受験者が退室してのち、両試験官は、協議の上、点数を一致させる。

口述試験の成績は、次の4判定基準に従ってつけられる。

- ・判定基準1：表現力
- ・判定基準2：課題克服力
- ・判定基準3：形式的妥当性
- ・判定基準4：発音とイントネーション

i)、ii)、iii)の3部門のどれも同じ基準でそれぞれ価値つけられる。

i) コンタクトをとる問題について

判断基準		A	B	C	D
1	表現力	4点	3点	1点	0点
2	課題克服力	4点	3点	1点	0点
3	形式上の正確性	4点	3点	1点	0点
4	発音/イントネーション	3点	2点	1点	0点

最高点は、15点になる。

ii) テーマに関する対話の問題 および iii) 共同で問題解決にあたる問題について

判断基準		A	B	C	D
1	表現力	8点	6点	2点	0点
2	課題克服力	8点	6点	2点	0点
3	形式上の正確性	8点	6点	2点	0点
4	発音/イントネーション	6点	4点	2点	0点

最高点は、各30点になる。

各判定基準にもとづく点数は、次のように区分される。

判定基準1：表現力

内容からみて、役割にあった表現方法、語彙や発話意図が評価される。

A	完全に適切である
B	大部分が適切である
C	かろうじて受け入れられる
D	全く十分でない (durchgehend nicht ausreichend)

判定基準 2：課題克服力

評価はつぎのとおりである。

1. 会話への参加
2. ストラテジーの適用（議論する力、必要に応じて補正するストラテジー）
3. 話し方の流暢さ

A	完全に適切である
B	大部分が適切である
C	かろうじて受け入れられる
D	全く十分でない

判定基準 3：形式上の正確性

評価は、文の構造と形態（Syntax und Morphologie）について行われる。

A	誤りが皆無か、もしくはごく散発的に見られる
B	誤りはあっても、理解を損なうことはない
C	中心的な箇所、理解を相当損なう誤りがある
D	テキストをほとんど理解できないような多くの誤りがある

判定基準 4：発音およびイントネーション

評価基準は、次のとおりである。

A	理解が妨げられない
B	ときどき理解困難
C	理解が著しく困難
D	理解が（ほとんど）不可能に近い

(3) 最終成績

試験に合格するためには、筆記試験、口述試験のどちらも、正答率が 60% 以上でなければならない。すなわち筆記試験で 135 点以上（満点 225 点）、口述試験で 45 点以上（満点 75 点）合計して 180 点以上を獲得しなければならない。

筆記・口述の両方とも要求された最低限の点数に達していれば、両方の結果を合計して、総合点が計算される。最終成績は、次のようになる。

180 - 209.5 点	十分な (ausreichend) 成績
210 - 239.5 点	満足できる (befriedigend) 成績
240 - 269.5 点	よい (gut) 成績
270 - 300 点	非常によい (sehr gut) 成績

おわりに

最初に述べたように、ドイツには、移民を背景にもつ約1,500万人に及ぶ人々が暮らしている。この数字は、総人口の約2割に相当する。彼らはすでにドイツ社会のなかで欠かせない存在となっている。しかし、それぞれがもつ背景は、一様ではない。そうしたなかで、移民を背景にもつ人と、もたない人との「社会統合」を、言語教育を中心に据えてどのように実現していくかが、「国家統合計画」の柱となっている。

ドイツ語を十分に解することができない人々に、充実したドイツ語教育を教授することは、外国人労働者を受け入れるようになった1970年代からすでに始まっている。今回(2005年)の移住法の施行により、さらなる「ドイツ語の促進」が、全面的に打ち出されたことは、ドイツの「社会統合」に向けて、今後大きな意味をもつであろう。

ドイツの人々は、こうしたドイツ語試験を義務付けることにどんな意見をもっているのだろうか。インターネット検索の中で、次のようなテーマで賛否を問うサイトがあったので、紹介してみよう²⁴。

「何年もドイツに暮らしていながら、ほとんど一言もドイツ語を話すことができないトルコやアラブの女性が多数存在する。私の考えでは、こうした事態は、パラレル社会(Parallelgesellschaft)へつながることのように思われる。ドイツに住んでいる外国人にとって試験をとまなうドイツ語コースは義務であるべきか？」

こうした問いかけに対し、このサイトで見える限り、ほとんどの人は、このような措置を当然のこととして受け止めている。そのいくつかを訳してみると、次のようになる。

- ①「大賛成である。ドイツに続けて暮らしたいと望む者には、一般のコースを義務にすべきだと思う」。
- ②「私自身が外国人であるが、その環境に受け入れられるためにはすべての外国人に対して、ドイツ語コースと試験は義務である」。
- ③「ドイツに入国したら、ドイツ語の基本的語彙を習得し、それがテストで確認されなければならない。あなたの言うとおりに、いつかおそらくパラレル社会に発展するだろう。もうすでに一部はそうなっている」。
- ④「賛成である。そうすることで、一般の会話や同化が容易になるし、言葉の困難さを解消できる」。
- ⑤「外国人ばかりでなく、ドイツ人も含め、皆がそうした試験をうける義務がある」。

24 „Sollte für in Deutschland lebende Ausländer ein Deutschkurs mit Prüfung Pflicht sein?“ (<http://iq.t-online.de/qa/show/372730/Sollte+f%C3%BCr+in+Deutschland+lebende+Ausl%C3%A4nder+ein+Deutschkurs+mit+Pr%C3%BCfung+Pflicht+sein%3F/>)

- ⑥「ドイツを旅行するだけの者は除いて、ドイツに続けて滞在し、市民権取得を望むのであれば、ドイツ語は重要である。ドイツ語をマスターしなければ仕事にも就けない」。
- ⑦「ドイツの市民権取得を願うなら、外国人とドイツ人を問わずドイツ語の読み書きを正しくできなければならない」。
- ⑧「自分が、もし外国に長期滞在するとしたら、自分の意思で語学コースに通うつもりである」。
- ⑨「統合コース導入にともなう語学コースは、チャンスであり罰ではない。ドイツでドイツ語ができることは労働市場でも日常生活でも有利である」。
- ⑩「パラレル社会は、せいぜい1～2世代で終わると思う。今や、多くの若いトルコ女性は、スカーフを頭に着用していても、ドイツ人のクラスの仲間と同等の権利をもっているように見える。ドイツの文化は、2050年には1950年代のそれとはもはや同じでない。新しい文化の様相を呈することに、私は怒りは覚えない。語学コースがあろうがなかろうが、様変わりする新たな文化の成立を、私は確信している」。

このように、ドイツ語試験の義務化を支持する声がほとんどである。しかし同時に、⑩のコメントにあるように、ドイツ社会は、今後、否応なしに「新しい文化」の様相を呈していくことになるであろう。それが、「パラレル社会」のさらなる進行なのか、あるいは、まったく別の社会が到来するのか、その見通しを現時点で見通すことは困難であろう。

いずれにせよ、ドイツの事例を見てきて、その課題となっているのは、一方的「同化」ではなく、相互の理解による「統合」が目指されていると言う点であろう。

その意味で、I-6で紹介した統合コースのドイツ人教員の言葉は、今後の言語学習のひとつの視点を示唆しているように思われる。「(統合コースを通して)お互いを知ることができる」。「生徒は、私から言葉だけでなく文化も学んでいく。それは同時に、私のほうも異なった文化をたくさん学べる機会になる」。「自国以外の文化により良く入り込むことができる。統合コースは、その意味で一方通行ではない。双方ともに得るところが大きい。」

異なる背景をもつ人々の「統合」は、けっして、マジョリティにマイノリティを一方向的に「同化」させることにより成就するものではない。理念的には、「外国人教育学 (Ausländerpädagogik)」という概念は、異文化間教育 (Interkulturelle Pädagogik) によって代えられなければならない²⁵。しかし、現実には、移民を背景にもつ人々に対し、ドイツ社会への一方的「同化」を強制するという実態が厳然として存在する。加えて、根強く残る「外国人敵視」(Fremdenfeindlichkeit) にどう対処するかは、きわめて解決の困難な、しかし避けて通ることのできない大きな政策課題となっている²⁶。

25 Susanne Derbach, *Interkulturelle Pädagogik. Ein Literaturbericht*, Arbeitspapier II-10, September 2002. (http://www.uni-trier.de/~paeda/pers_abt/abteilungen/pdfs/sp2_arbeitspapier/Arbeitspapier10_Interkulturelle_Paedagogik.pdf)

26 たとえば、連邦政治教育センター (Bundeszentrale für politische Bildung) が発行する „Aus Politik und Zeitgeschichte“ は、「外国人敵視と暴力」(Fremdenfeindlichkeit und Gewalt (37/2007,2007.9)) を特集号のテーマにしている。(http://www.bpb.de/publikationen/GK3IRH,0,Fremdenfeindlichkeit_und_Sozialisation_in_Kindheit_und_Jugend.html)

メルケル首相は、昨年（2006年）初めて開催された第1回国民統合サミットで、次のように語っている。「移民に関して語るのではなく、移民と語る（Mit und nicht über Migrantinnen und Migranten reden）ことが大切なのである」。「統合は、われわれが皆、同じになるという意味ではない」。それは「教育、心身の発達、福祉など、ドイツに暮らすすべての人々に同じチャンスを作ることである」。そうした考え方に立って、行政の関係者だけでなく、雇用主、労働組合、教会、宗教関連団体、福祉連盟、基金団体、メディア、文化団体、スポーツ連盟などいろいろな層から代表が集まり、移民を背景にもつ人々との対話を進めている²⁷。

わが国においても、外国人の数は増加の一途をたどっている。外国人をめぐるドイツにおけるさまざまな事例から（良きにつけ、悪きにつけ）われわれは多くの示唆を得ることができるであろう。

ドイツにおいて求められているのは、けっして一方的な同化ではない、相互理解による「統合」である。困難を抱えた外国人問題をひとつのチャンスとして把握し、外国語教育を、グローバルな視野から位置づけることは、ドイツのみならず、今後のわが国にも共通する重要な課題であるといえよう。

最後に、いくつか筆者の感想と今後の課題を記してみたい。

1. 中央教育審議会（中教審）の最近の言葉を借りれば「大学卒業までに学生が最低限身に着なければならぬ能力として、（中略）日本語と特定の外国語で読み、書き、聞き、話す力の習得」を必須の要件として課すことを要求している²⁸。統合コースのなかで採用されている「読む」「聞く」「書く」「話す」のバランスのとれた言語教育という考え方、市民生活をおくる上で必要なドイツ語とは何かなど、ドイツの移民を背景にした人々に行われているドイツ語教育は、わが国の外国語教育を考えるにあたり、参考になる点が少なからず存在する。しかし、こうしたドイツにおけるノウハウの蓄積を、わが国にそのまま単純に移行することで、成果が得られるとは思えない。どのように現実的かつ有効的に、これを適用することができるか、教授法の相違など、ドイツとわが国の事例をできるだけ実証的に比較検証する手続きを今後進めていきたい。
2. 言語習得とアイデンティティという問題を、どのようにとらえたらよいのか、ドイツの事例は、多くの考えさせられるデータを提供してくれる。たとえば、母語の読み書きが十分でない相当の年齢の者（いわば非識字者）に対し、ドイツ語を母語に近い形で習得させることが当人にとってどのような意味をもつかという問題などが挙げられる。ドイツ語と並行して、母語の読み書きも同時に訓練することがよいのか、母語の習得なしに、ドイツ語教育がうまく成立するのか。母語をまず充実させることが先決で、母語の充実がアイデンティティの安定の確保に

27 Beauftragte für Migration, Flüchtlinge und Integration, *Nationaler Integrationsplan*, 12.07.2007.) <<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/BeauftragtefuerIntegration/NationalerIntegrationsplan/nationaler-integrationsplan.html>>

28 『読売新聞』2007年9月10日付け夕刊第1面を参照。

つながり、この安定が、第二言語習得にプラスになると見るのか。わが国では、こうした見方が一般的であると思われる。しかし他方で、母語の強化よりも、一言語教育(ドイツ語のみでの教育)に重きを置くという立場もあろう。また、外国人にとって、ドイツ語のみで生きなければならない環境は、ネイティブのドイツ語を聞き、話す絶好の機会となる。それは、自然な語学の習得に近く、移民を背景にもつ人々の教育上・職業上プラスになるともとらえられる。こうした諸点についての日本の研究者の視点からの考察も、興味深いテーマである。

3. 1と2により得られる知見は、わが国における外国人に対する日本語教育をいかに行うかという問題を考察するにあたって、少なからぬ示唆を提供することになるだろう。
4. 論理的思考能力は、本来的には、母語によって培われるものであろうが、外国語習得による副産物としてとらえることも可能である。外国語教育は、論理的思考、またコミュニケーション能力の育成にうってつけであるという見方もある²⁹。前述の中教審で言われている「コミュニケーション能力、……論理的思考力、情報や知識を分析、表現できる」³⁰能力を外国語教育の中で培うことができないか。ドイツにおける「統合コース」のドイツ語教育を、こうした視点からとらえることができないか、今後、考察してみたい。
5. なお、学習時間という点で感想を述べたい。わが国では、公的な「ドイツ語試験」に相当するものとして、ドイツ語学文学振興会が実施する「ドイツ語技能検定試験」(「独検」)がある。本稿で紹介した「ドイツ語試験」と「独検」を単純に比較できないが、おおむねわが国の「独検」の2級(Oberstufe)ないし3級(Mittelstufe)に相当するのではなかろうか。しかし、その学習時間数を比較すると、「独検」では、3級は「ドイツ語授業を約120時間受講しているか、これと同じ程度の学習経験のある人」、2級は、ドイツ語授業を約240時間受講し、各自の活動領域においてドイツ語に習熟しているか、これと同じ程度の能力のある人」とある³¹。ドイツの「統合コース」で行われている「言語コース」の600時間と比較すると、教育に費やされる時間数に、大きな差が見られるように思われる。

ドイツにおける外国人に対するドイツ語教育に関しては、さまざまな貴重な実践記録と多くのデータをわれわれは入手することができる。そのなかから何を汲み取り、わが国の外国語教育にこれをどう生かしていくか、今後のドイツとわが国の動向に注目しながら稿を改めて論究したい。

(本学教授＝ドイツ語担当)

29 「全入時代の大学教員 学生の対話能力、養う工夫を」『読売新聞』東京版朝刊 2007.2.24

30 (注28)を参照。

31 ドイツ語学文学振興会ホームページから (<<http://www.dokken.or.jp/outline/index.html#2>>)